

第2章 介護保険事業の展開

第1節 介護保険サービスの利用量見込等

(1) 予防給付サービスの利用量見込および確保のための方策

○ 第4期計画における予防給付サービスの利用量は、第3期計画期間中の実績に基づき、引き続き増加傾向を維持するものとして推計しています。

○ 平成18年度の介護保険法改正により体系化された予防給付サービスは、今後ますます進展する高齢社会において、介護度の重度化を予防し、要介護者の増加を抑えるために重要です。第4期計画期間には、制度の定着化による普及が進み、サービス利用量も増加すると予測されています。

区は、多様なサービス提供事業者の参入や事業拡大が促進され、利用者がより質の高いサービスを受けられるよう、情報提供・相談援助により事業者への支援を行っていきます。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護	人数/月	1,504	1,593	1,629
	給付費/年	327	346	354
介護予防訪問入浴介護	回数/月	0	0	0
	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
介護予防訪問看護	回数/月	131	139	143
	人数/月	38	41	42
	給付費/年	11	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	日数/月	12	13	14
	人数/月	3	3	3
	給付費/年	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人数/月	106	133	167
	給付費/年	11	13	15
介護予防通所介護	人数/月	503	547	572
	給付費/年	249	271	285
介護予防通所リハビリテーション	人数/月	63	67	68
	給付費/年	38	40	41

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防短期入所生活介護	日数/月	77	84	88
	人数/月	13	14	15
	給付費/年	6	7	7
介護予防短期入所療養介護	日数/月	3	4	4
	人数/月	2	2	3
	給付費/年	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数/月	116	128	142
	給付費/年	152	166	184
介護予防福祉用具貸与	人数/月	134	142	146
	給付費/年	10	10	11
特定介護予防福祉用具販売	人数/月	19	20	21
	給付費/年	6	6	6
住宅改修	人数/月	25	28	31
	給付費/年	36	41	46
介護予防支援	人数/月	1,955	2,070	2,115
	給付費/年	111	118	120
予防給付サービス費	給付費/年	957	1,030	1,082

※百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

※地域密着型サービスにおける予防給付は、「(4) 地域密着型サービスの利用量見込および確保のための方策」の項(141 ページ参照)に記載しています。

各論第2章 介護保険事業の展開

(2) 介護給付 居宅サービスの利用量見込および確保のための方策

○ 第4期計画における居宅サービスの利用量は、第4期計画期間中の要介護認定者数推移と施設整備計画に基づく居宅サービス利用者数に基づき見込んでいます。

○ 居宅サービスは、訪問介護等の訪問系サービス、通所介護等の通所系サービス、短期入所サービスのいずれも、民間事業者を主とする多様なサービス提供事業者の参入により、利用者が主体的に選択し、必要なサービスを利用しています。

第4期計画期間では、要介護認定者数の増加により必要なサービス量は増加していきます。また、少子高齢化の影響により、在宅で介護する家族の負担増や、ひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯など介護者がいない、または介護する側も高齢者といった、介護に困難を伴う状況が増加することが予測されます。

多くの要介護者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を送るためには、サービス内容が利用者にとって分かりやすいものであることが必要となります。

区は、適切で十分なサービス給付が行われる状態を目指します。そのために、サービス利用者に対しては、わかりやすい情報提供を行います。また、サービス提供事業者に対しては、保険者としての指導を行うとともに、必要な相談・援助を行い、サービス提供量が確保されるよう努めていきます。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	回数/月	117,963	118,226	118,555
	人数/月	6,650	6,776	6,882
	給付費/年	5,644	5,658	5,675
訪問入浴介護	回数/月	2,506	2,525	2,557
	人数/月	566	570	577
	給付費/年	395	398	403
訪問看護	回数/月	7,320	7,371	7,396
	人数/月	1,421	1,423	1,432
	給付費/年	737	741	743
訪問リハビリテーション	日数/月	588	601	612
	人数/月	154	157	160
	給付費/年	36	37	37
居宅療養管理指導	人数/月	2,285	2,445	2,616
	給付費/年	311	333	356

各論第2章 介護保険事業の展開

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
通所介護	回数/月	35,021	35,668	36,318
	人数/月	4,288	4,378	4,467
	給付費/年	3,632	3,678	3,729
通所リハビリテーション	回数/月	6,646	6,775	6,919
	人数/月	990	1,012	1,034
	給付費/年	777	786	798
短期入所生活介護	日数/月	6,730	6,761	6,838
	人数/月	884	889	901
	給付費/年	696	697	703
短期入所療養介護	日数/月	912	918	936
	人数/月	116	117	118
	給付費/年	112	112	114
特定施設入居者生活介護	人数/月	1,132	1,285	1,342
	給付費/年	2,583	2,942	3,071
福祉用具貸与	人数/月	5,963	6,025	6,081
	給付費/年	1,062	1,064	1,067
特定福祉用具販売	人数/月	178	182	185
	給付費/年	74	78	81
住宅改修	人数/月	112	116	119
	給付費/年	173	178	183
居宅介護支援	人数/月	10,842	11,046	11,243
	給付費/年	1,630	1,653	1,677
介護給付サービス費	給付費/年	17,861	18,356	18,639

※百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

各論第2章 介護保険事業の展開

(3) 介護保険施設サービスの利用量見込および確保のための方策

○ 第4期計画における介護保険施設サービスの利用量は、第3期計画期間中の利用量実績をもとに、第4期計画における施設整備計画に基づきサービス量を見込んでいます。

○ 居宅サービスをはじめとする在宅介護の充実を図る一方、安心して在宅介護を続けるため、いざというときに入所可能な施設等の整備を進めていくことが欠かせません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、いまだ多くの待機者がいる状況です。第4期計画では、入所が急がれる重度要介護者が適切な介護を受けられるよう、施設整備を促進する必要があります。区内の土地所有者に土地活用の選択肢の一つとして、介護保険施設等を考慮していただけるよう「土地活用セミナー」を開催するほか、公有地の活用を検討していきます。

介護老人保健施設は、急性期の治療後に在宅生活への復帰を目指す要介護者を受け入れ、在宅と施設の生活をつなぐ機能を果たしており、身近な地域に整備されている必要があります。また、平成23年度末に予定されている介護療養型医療施設の廃止に伴い、転換先の一つとしても期待されており、円滑な転換を支援していきます。

介護療養型医療施設は、平成23年度末までに他の施設等への転換が見込まれています。療養病床に入院している要介護者・家族が不安を抱かないよう、施設に対して情報提供を行い、相談に応じていく必要があります。

○ 区は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の施設整備にあたり、都の補助金に乗せして補助金を交付しています。第4期計画期間には、施設整備の一層の促進を図るため、補助金の見直しを行います。また、介護療養型医療施設の他種別の施設への転換を支援するための補助制度を新たに設けます。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	人数/月	1,627	1,697	1,717
	給付費/年	5,025	5,249	5,321
介護老人保健施設	人数/月	807	1,084	1,137
	給付費/年	2,553	3,462	3,647
介護療養型医療施設	人数/月	544	544	544
	給付費/年	2,494	2,494	2,494
療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
介護保険施設サービス費	給付費/年	10,073	11,206	11,463

※百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(4) 地域密着型サービスの利用量見込および確保のための方策

○ 第4期計画における地域密着型サービスの利用量は、制度周知の浸透に伴い徐々に利用者が増加していることを踏まえながら、第4期計画期間中の地域密着型サービス拠点の整備計画に基づきサービス量を見込んでいます。

○ 住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの重要性はますます高まっています。認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）の整備が急がれています。必要なサービス提供量確保のため、日常生活圏域にとらわれず柔軟に整備を進めていきます。

また、通所・訪問・宿泊を組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護については、比較的小規模な用地でも設置可能であるため、各日常生活圏域において積極的に整備を促進していきます。

夜間対応型訪問介護は利用実績が少なく、また、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は経営上の困難さから、整備が進まない状況です。利用者やサービス提供事業者に対し、制度の周知を図るとともに、事業者への相談・援助体制を整え、参入促進を図ります。

○ 地域密着型サービス拠点の整備に対し、区は国の交付金と都の補助金を活用し、事業者に対して補助金を交付しています。

補助金は、施設整備費補助のほか、小規模多機能型居宅介護等の拠点の開所初年にかかる設備整備費補助を創設し、事業者を支援してきました。

第4期計画期間では、地域密着型サービスの整備を更に促進するため、補助金制度の見直しを行います。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人数/月	0	0	27
	給付費/年	0	0	69
認知症対応型共同生活介護（※）	人数/月	312	366	436
	給付費/年	1,272	1,469	1,665
小規模多機能型居宅介護（※）	人数/月	152	252	402
	給付費/年	367	611	977

各論第2章 介護保険事業の展開

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型通所介護（※）	回数/月	3,370	3,389	3,419
	人数/月	348	350	354
	給付費/年	464	465	467
夜間対応型訪問介護	人数/月	203	249	260
	給付費/年	41	48	49
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
地域密着型サービス費	給付費/年	2,144	2,593	3,229

※百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

※数値は地域密着型サービスにおける予防給付を含んでいます。

（５） 地域密着型サービス拠点の整備量見込

① 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

※ 整備の方針は 122 ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成 20 年度	事業所数	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0
平成 23 年度	事業所数	1		1		2
	定員	27		27		54

② 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

※ 整備の方針は 122 ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成 20 年度	事業所数	4	2	5	5	16
	定員	54	36	78	72	240
平成 23 年度	事業所数	27				27
	定員	438				438

③ 小規模多機能型居宅介護

※ 整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	1	1	1	1	4
	定員	25	25	25	25	100
平成23年度	事業所数	4	4	4	4	16
	定員	100	100	100	100	400

④ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

※ 整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	3	7	4	3	17
	定員	54	70	43	34	201
平成23年度	事業所数	4	7	5	5	21
	定員	66	70	55	58	249

⑤ 夜間対応型訪問介護

※ 整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	1	0	0	0	1
平成23年度	事業所数	1		1		2

第2節 地域支援事業の利用量見込および確保のための方策

- 地域支援事業は、平成18年度の介護保険法改正による創設以来、多くの高齢者が、いつまでも元気でいきいきと地域での生活を送れるよう、一般・特定高齢者施策として様々なサービスを提供しています。しかしながら、普及が進んでいないことや、特定高齢者としてサービス利用に至るまでの手続きの複雑さなどの理由により利用者数は伸び悩み、平成19年度の参加者は対象者の5%未満という結果でした。

それぞれのサービスの必要性についての理解を深めるための普及促進に積極的に取り組むとともに、認知症予防等、喫緊の課題への早期対策や、地域の中で介護予防を推進する方を養成し、区と協働して事業を実施するなど、サービス利用を促進するため、様々な取組を行っていきます。

また、ひとりぐらし高齢者、高齢者のみの世帯や日中独居者といった孤立しがちな高齢者や、その家族等へは、サービスの積極的な利用を働きかけるとともに、区民・関係機関・行政のネットワークの強化を図ることで地域ぐるみの介護を実現できるよう体制を整えていきます。

- 平成18年度の介護保険法改正により、それまで一般財源等で実施してきた事業等が、地域支援事業として介護保険料で負担する事業へ組み替えられました。そのため、サービス給付にかかる経費は増大しており、第1号被保険者にとって負担増となっています。

このような状況を踏まえると、新たに第1号被保険者に負担を上乗せする市町村特別給付の実施については、慎重に対応すべきと考えています。

(1) 地域支援事業の費用額等見込

① 地域支援事業の費用額

(単位：千円)

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防 事業	介護予防特定高齢者施策			
	特定高齢者把握事業	351,987	394,126	423,675
	通所型介護予防事業	51,717	59,505	63,498
	訪問型介護予防事業	2,951	3,230	3,230
	介護予防特定高齢者施策評価事業	82	82	82
	介護予防一般高齢者施策			
	介護予防普及啓発事業	21,387	25,379	25,597
	地域介護予防活動支援事業	5,804	5,804	5,804
	介護予防一般高齢者施策評価事業	0	50	50
介護予防事業の費用額		433,928	488,176	521,936

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
包括的 支援事業	総合相談支援事業	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所
	権利擁護事業			
	介護予防ケアマネジメント事業			
	総括的・継続的ケアマネジメント支援事業			
包括的支援事業の費用額		520,577	520,577	520,577
任意事業	介護給付等費用適正化事業	9,037	9,102	9,134
	家族介護支援事業	10,421	21,694	26,019
	その他事業	300	300	300
任意事業の費用額		19,758	31,096	35,453
地域支援事業の費用額合計		974,263	1,039,849	1,077,966

※千円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

② 地域支援事業の交付金の見込額

(単位：千円)

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域支援事業費		974,263	1,039,849	1,077,966
保険給付費見込額に対する割合		3.00%	3.00%	3.00%
介護予防事業	介護予防事業	433,928	488,176	521,936
	保険給付費見込額に対する割合	1.34%	1.41%	1.45%
包括的支援事業及び任意事業	包括的支援事業及び任意事業	540,335	551,673	556,030
	保険給付費見込額に対する割合	1.66%	1.59%	1.55%

※千円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

〔地域支援事業の費用額〕

地域支援事業(全体)	3.0 %以内
介護予防事業	2.0 %以内
包括的支援事業+任意事業	2.0 %以内

各論第2章 介護保険事業の展開

(2) 介護予防事業の見込量

① 介護予防特定高齢者施策

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特定高齢者把握事業（生活機能評価健診）	件/年	72,000	72,700	73,600
高齢者筋力向上トレーニング	人/年	210	210	210
転倒・骨折予防事業 （転倒予防のための体力づくり教室）	人/年	180	210	210
栄養改善事業 （若さを保つ栄養教室）	人/年	50	60	70
口腔機能向上事業 （しっかりかんで元気応援教室）	人/年	180	330	420
訪問型介護予防事業	人/年	30	40	50
特定高齢者施策評価事業	回/年	2	2	2

② 介護予防一般高齢者施策

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防小冊子等作成	部/年	17,000	17,000	17,000
講演会実施	回/年	63	63	63
健康教育教室	回/年	175	175	176
よりあいひろば事業	回/年	396	396	396
通信教育型介護予防事業	人/年	—	300	300
介護予防キャンペーン事業	回/年	7	8	9
認知症予防啓発事業	回/年	109	109	109
介護予防推進員支援	人/年	100	150	200
認知症予防プログラム事業	人/年	3,312	3,312	3,312
認知症予防推進員育成事業	人/年	800	800	800
一般高齢者施策評価事業	回/年	1	1	1

(3) 包括的支援事業の見込量

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域包括支援センター本所・支所の運営	箇所	本所 4 支所 22	本所 4 支所 22	本所 4 支所 22

(4) 任意事業の見込量

① 介護給付等費用適正化事業

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
ケアプラン標準化	所/年	50	50	50
介護給付費明細書通知	回/年	2	2	2

② 家族介護支援事業

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
家族介護者教室	回/年	136	136	136
認知症高齢者徘徊探索サービス	件/年	38	45	49
認知症理解普及促進等事業	回/年	21	21	21
認知症高齢者支援ネットワーク事業	回/年	5	5	5
家族介護慰労事業	件/年	14	14	14
紙おむつなどの支給	件/年	38,916	41,916	44,916
認知症高齢者の家族・介護者支援事業	回/年	32	418	804

③ その他

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
住宅改修理由書作成業務補助	件/年	150	150	150
食事サービス（配食サービス）	食/年	228,735	228,735	228,735
高齢者緊急保護事業	件/年	15	15	15

第3節 第4期計画期間における介護保険料

○ 区は、公募区民、専門家、学識経験者から構成される「介護保険運営協議会」（108ページ参照）から、第4期介護保険料の設定にあたり配慮すべき事項として、以下の提言を受けています。区は、これらの提言を踏まえ、第4期介護保険料を設定しています。

- ① 保険料率の設定にあたっては、低所得者層に配慮すること。
- ② 多段階制度を活用し、きめ細かな保険料段階となるよう検討すること。
- ③ 平成20年度まで実施された、激変緩和措置の対象者の介護保険料について配慮すること。
- ④ 介護保険給付費準備基金については、制度の趣旨に基づき積極的な活用を検討すること。
- ⑤ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、制度の趣旨に基づき積極的に活用すること。

○ 第1号被保険者の所得区分ごとの人数や、税制改正に伴って実施してきた「激変緩和措置」の終了等を勘案し、介護保険料の所得段階設定を第3期計画時の7段階から、12段階に多段階化しています。また、これまで区独自で実施してきた生計困難者に対する介護保険料軽減策については、引き続き実施します。

(1) 第4期計画期間に要する介護給付等の見込

○ 第4期計画期間における介護保険料を算定するにあたって必要となる介護給付費等の見込額は次のとおりです。

介護給付費等の見込額 (単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
予防給付サービス費	957	1,030	1,082	3,069
介護給付サービス費	17,861	18,356	18,639	54,856
施設サービス給付費	10,073	11,206	11,463	32,742
地域密着型サービス給付費	2,144	2,593	3,229	7,966
地域支援事業費	974	1,040	1,078	3,092
小計	32,010	34,225	35,490	101,725
特定入所者介護サービス費	891	918	946	2,755
高額介護サービス費	548	559	575	1,681
審査支払手数料	52	54	55	161
調整交付金差額	400	427	443	1,270
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
市町村特別給付費等	5	5	5	14
総計	33,907	36,187	37,513	107,606

※百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(2) 第4期計画期間における第1号被保険者の負担割合

- 介護保険財源の基本構成は、被保険者が負担する介護保険料によるものが50%です。このうち、20.0%が第1号被保険者の負担となります。残りの50%は、国・都・区の公費から支出しています。

介護保険財源の基本構成

	給付費に対する負担率
第1号被保険者負担率	20.0%
第2号被保険者負担率	30.0%
国の負担率	25.0%
東京都の負担率	12.5%
練馬区の負担率	12.5%

※ 施設給付等の財源については、国の負担が20.0%、東京都の負担が17.5%となります。

(3) 第4期計画期間における第1号被保険者の保険料で賄うべき額

- 第4期計画期間における、第1号被保険者の保険料で賄うべき額は、総経費1,076億600万円のうち、225億4,800万円です。
- しかし区では、介護保険給付費準備基金35億4,900万円を取り崩すとともに、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金4億4,300万円を活用することにより、第1号被保険者が賄うべき必要保険料額を185億5,600万円に抑制しています。

介護保険料算定基礎額 (単位：百万円)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	第4期 合計
総経費	33,907	36,187	37,513	107,606
第1号被保険者の保険料で賄うべき額 A	7,105	7,583	7,860	22,548
介護保険給付費準備基金取崩額 B	749	1,223	1,577	3,549
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 C	293	150	0	443
必要保険料額 A - (B + C)	6,063	6,210	6,283	18,556

- ※ 介護保険給付費準備基金・・・計画期間内における保険給付費等の変動に対応するため、第1号被保険者の介護保険料のうち、保険給付費等に充てた後に生じた剰余金を原資として設置した基金です。
- ※ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金・・・介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度から介護報酬が改定されます。これによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が国から区市町村に交付されます。区では、交付のため新たに基金を設置します。

各論第2章 介護保険事業の展開

(4) 第4期計画期間における介護保険料

介護保険料の設定

(単位：円)

第3期（平成18～20年度）				第4期（平成21～23年度）			
段階	対象者	料率	年額 (月額)*	段階	対象者	料率	年額 (月額)*
1	・高齢福祉年金受給者で 世帯全員が特別区民 税非課税 ・生活保護受給者	0.500	23,700 (1,970)	1	同左	0.5	23,700 (1,970)
2	世帯全員が特別区民税 非課税で本人の課税年金 収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	0.625	29,630 (2,470)	2	同左	0.5	23,700 (1,970)
3	世帯全員が特別区民税 非課税で第2段階に 該当しない	0.750	35,550 (2,960)	3	同左	0.7	33,180 (2,760)
4	本人が特別区民税非課 税で世帯の中に課税者 がいる	1.000	47,400 (3,950)	特 4	・本人が特別区民税非課税で 世帯の中に課税者がいる ・本人の合計所得金額が 80万円以下	0.8	37,920 (3,160)
				4	・本人が特別区民税非課税で 世帯に課税者がいる ・「特4段階」に該当しない	1.0	47,400 (3,950)
5	本人特別区民税課税で 合計所得金額が200万 円未満	1.250	59,250 (4,930)	5	本人特別区民税課税で 合計所得金額が125万円未満	1.1	52,140 (4,340)
				6	125万円以上 200万円未満	1.2	56,880 (4,740)
6	本人特別区民税課税で 合計所得金額が 200万円以上 800万円 未満	1.500	71,100 (5,920)	7	200万円以上 300万円未満	1.3	61,620 (5,130)
				8	300万円以上 400万円未満	1.4	66,360 (5,530)
				9	400万円以上 600万円未満	1.5	71,100 (5,920)
				10	600万円以上 800万円未満	1.6	75,840 (6,320)
7	本人特別区民税課税で 合計所得金額が800万 円以上	1.625	77,030 (6,410)	11	800万円以上 1,000万円未満	1.7	80,580 (6,710)
				12	1,000万円以上	1.8	85,320 (7,110)

※（月額）は、年額を12ヵ月で除した場合の参考表示（10円未満切捨）です。また、実際の徴収額は表記の金額と異なる場合があります。

介護保険料の推移

期間	第1期			第2期			第3期			第4期		
年度	平成12～14年度			平成15～17年度			平成18～20年度			平成21～23年度		
基準月額	3,100円			3,300円			3,950円					
段階数	5段階						7段階			12段階		
段階・料率・年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)
	1	0.50	18,600	1	0.50	19,800	1	0.50	23,700	1	0.50	23,700
	2	0.75	27,900	2	0.75	29,700	2	0.625	29,700	2	0.50	23,700
							3	0.75	35,550	3	0.70	33,180
	3	1.00	37,200	3	1.00	39,600	4	1.00	47,400	特	0.80	37,920
										4	1.00	47,400
	4	1.25	46,500	4	1.25	49,500	5	1.25	59,250	5	1.10	52,140
										6	1.20	56,880
	5	1.50	55,800	5	1.5	59,400	6	1.50	71,100	7	1.30	61,620
										8	1.40	66,360
										9	1.50	71,100
										10	1.60	75,840
										11	1.70	80,580
7	1.625	77,030	12	1.80	85,320							

※第1号被保険者の介護保険料年額は、介護保険条例で定めています。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の投入による標準月額保険料額の抑制

特例交付金を投入しない場合の標準月額保険料額	4,040円
------------------------	--------

特例交付金を投入する場合の標準月額保険料額	3,950円
-----------------------	--------

準備基金と特例交付金（国庫補助金）が保険料額に及ぼす影響

